

藤沢市分園設置運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所の受け入れ体制の整備について緊急かつ円滑な実施を図るため、保育所の分園設置及び運営をするための事業に要する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の定めるところにより認可を受け分園を行う市内の民間保育所をいう。
- (2) 分園 保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）の定めにより設置認可を受けた市内の保育所分園をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 施設・設備整備費 分園を設置するために必要な施設整備の設計、整備及び保育備品購入費等をいう。
- (2) 賃借料 分園の施設賃借料をいう。ただし、当該建物の貸主が個人であつて、その貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）等法人と特別の関係にある者である場合には、補助の対象としない。
- (3) 礼金 分園となる施設を賃借する上で必要な謝礼をいう。

(補助額)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象 の区分	補助額	限度額	備考
--------------	-----	-----	----

施設・設備整備費	要した経費に4分の3を乗じて得た額。	10,000,000円。 ただし、施設・設備整備費が神奈川県安心こども交付金事業費補助金の交付対象となる場合は、30,000,000円。	
賃借料	分園の設置のために工事着工が行われた日の属する月から当該事業を開始する月の前月までの6月及び開設後の月数を合算した期間を賃借期間とし、当該建物に係る賃借料の年額（管理費及び共益費の額並びに消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）に4分の3を乗じて得た額。 ただし、公定価格による賃借料加算の認定を受けた施設については、当該賃借料加算額の年額を控除した額。	5,000,000円。 ただし、賃借期間に1年に満たない期間がある場合、当該期間に係る補助金の額は、月割計算により算出した額とする。この場合においては、月額416,000円を限度額とする。（附則に定める特例規定が適用される場合においては、月額625,000円を限度額とする。）	<ul style="list-style-type: none"> ・実契約額が妥当でないと市が認めた場合については、不動産鑑定士による鑑定額以下を実契約額とすることができる。この場合、鑑定料については、保育所の負担とする。 ・賃借料については、分園を開所した日から5年を経過した日の属する月分までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、これを延長することができる。
礼金	要した経費に4分の3を乗じて得た額。	礼金額が建物賃借料の1ヶ月相当の場合は416,0	

		00円を, 1.5ヶ月相当の場合は624,000円を, 2ヶ月以上の場合は832,000円。	
--	--	--	--

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは,その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする民間保育所の設置者は,分園設置運営補助金交付申請書(第1号様式)に次の各項に定める書類を添えて,事業着手までに市長に提出しなければならない。ただし,事業の性質上,事業の着手前に申請することが困難と認められる場合はこの限りではない。

2 施設・設備整備費の補助金の交付を申請する場合の書類は,次の各号に定める書類とする。

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 事業計画書
- (3) 事業費見積書
- (4) 工事行程表
- (5) 建物平面図及び立面図
- (6) 中心保育所・分園位置図
- (7) 分園設置決定を証する議事録等の写し

3 賃借料の補助金の交付を申請する場合の書類は,次の各号に定める書類とする。

- (1) 建物賃貸借契約書の写し
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 中心保育所・分園位置図
- (4) 建物平面図
- (5) 工事行程表(開設前の建物改修の期間等に係る賃借料の場合)

4 礼金の補助金の交付を申請する場合の書類は,次の各号に定める書類とする。

- (1) 建物賃貸借契約書の写し
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) その他礼金の支払を証する書類

(補助金交付決定)

第6条 前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、分園設置運営補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(届出義務)

第7条 補助金の交付決定を受けて事業を行う民間保育所の設置者は、事業を着手するときにあつては、分園設置運営補助金事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては、分園設置運営補助金事業完了届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、施設・設備整備費を除く補助金にあつては、分園設置運営補助金事業着手届(第4号様式)を省略することができる。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定をされた民間保育所の設置者は、既に交付の決定を受けた補助金の額の変更を受けようとするときは、分園設置運営補助金変更交付申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、相当と認めるものについて、分園設置運営補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設・整備費の補助金にあつては、当該事業が申請どおり完了したことを確認した後とする。ただし、市長が必要と認めたときは、事業等完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
- (2) 賃借料の補助金にあつては、当該事業が申請どおり完了したことを確認した後とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。
- (3) 礼金及の補助金にあつては、当該補助が申請どおり完了したことを確認した後とする。

(事業実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた民間保育所の設置者は、当該事業等を完了したときは、分園設置運営補助金事業実績報告書(第8号様式)に次の各項に定める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 施設・設備整備費の補助金の事業報告をする場合の書類は、次の各号に定め

る書類とする。

- (1) 収支決算書（第9号様式）
 - (2) 補助対象経費を証する契約書等の写し
 - (3) 工事完了確認を証する検査済証等の写し
 - (4) 建物平面図及び立面図
 - (5) 建物完成写真
 - (6) 事業費に係る支払領収書等の写し
- 3 施設・設備整備費の補助金以外の補助金の事業報告をする場合の書類は、次の各号に定める書類とする。
- (1) 収支決算書（見込み）（第9号様式）
 - (2) 支払領収書等の写し

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助金の交付を受けた民間保育所の設置者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、国・県補助金交付要綱等に定める様式により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（書類の整備）

第12条 補助金の交付を受けた民間保育所の設置者は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出及び収入に係る証拠書類を整備するとともに、当該補助の終了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

（補助対象除外）

2 この要綱の適用を受けてから10年を経過した分園については、市が当該分園を必要と認めない場合は、補助の対象から除くものとする。

（検討）

3 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(定員拡大により既存分園の拡張を行った保育所に対する補助に関する特例)
- 2 この要綱の施行の日から、定員拡大により既存分園の拡張を行った保育所に対する補助について、賃借料補助額については、第4条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、7,500,000円を限度とする。

(検討)

- 3 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年1月18日から施行する。
(特段の事情により事業完了が遅延した保育所の補助に関する特例)
- 2 2017年(平成29年)3月15日付藤沢市認可保育所(分園)設置運営法人募集により選考され、特段の事情により事業完了が遅延することを市長が認めた案件については、平成30年度末までに事業が完了する案件に限り、第4条に規定する神奈川県安心こども交付金事業費補助金の交付対象となる場合として補助金の額を算出する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。